訓　令

○法務省訓令第１号

検事総長
検 事 長
検 事 正

検察庁事務章程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年４月10日

法務大臣　上川　陽子

検察庁事務章程の一部を改正する訓令

検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第22条第１項中「690人」を「698人」に改める。

別表第８の２を次のように改める。

別表第８の２（第16条の２関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	1
横浜地方検察庁	1
さいたま地方検察庁	1
千葉地方検察庁	1
水戸地方検察庁	1
宇都宮地方検察庁	1
前橋地方検察庁	1
静岡地方検察庁	1
長野地方検察庁	1
新潟地方検察庁	1
大阪地方検察庁	1
京都地方検察庁	1
神戸地方検察庁	1
大津地方検察庁	1
名古屋地方検察庁	1
津地方検察庁	1
岐阜地方検察庁	1
広島地方検察庁	1
山口地方検察庁	1
岡山地方検察庁	1
福岡地方検察庁	1
熊本地方検察庁	1
鹿児島地方検察庁	1
仙台地方検察庁	1
福島地方検察庁	1
札幌地方検察庁	1
高松地方検察庁	1
松山地方検察庁	1

別表第10を次のように改める。

別表第10（第21条関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	12
横浜地方検察庁	4
さいたま地方検察庁	2
千葉地方検察庁	1
大阪地方検察庁	8
京都地方検察庁	2
神戸地方検察庁	2
名古屋地方検察庁	4
広島地方検察庁	2
岡山地方検察庁	1
福岡地方検察庁	3
熊本地方検察庁	1
仙台地方検察庁	1
札幌地方検察庁	2

附　則

この訓令は、平成27年４月10日から施行する。